

# 串間温泉いこいの里太陽光発電設備設計施工事業者 企画提案募集要項

## I 概要

### 1. 目的

串間市では、九州最大規模となる風力発電をはじめ、農業用水を活用した小水力発電、豊かな森林資源を活用した木質バイオマス発電、「道の駅くしま（仮称）」での導入を計画している地中熱利用など、多種類の新エネルギー施設が稼働また整備予定であり、市は市民の新エネルギーに関する機運醸成を契機として新たに「新エネルギー政策室」を設置するとともに、「新エネルギーを生かした観光都市づくり」を目指した取り組みを進めている。

本事業は、串間温泉いこいの里に自家消費用の太陽光発電施設を設置することにより CO2 排出量の削減と自家消費型の太陽光発電施設の導入を幅広く普及・啓発することを目的としている。

串間温泉いこいの里の施設利用への影響を最小限にするため、設備選定・実施設計を含め一貫した施工実施による効率的・効果的な設備導入を公募型プロポーザル方式により提案事業者を募集・選考する。

### 2. 事業概要

#### (1) 事業名

串間温泉いこいの里太陽光発電設備設計施工事業

#### (2) 事業内容

太陽光発電設備等設置工事

#### (3) 事業期間

契約締結日から令和 2 年 1 月 3 1 日（期間厳守）

#### (4) 事業場所

宮崎県串間市大字本城 9 8 7 番地（串間温泉いこいの里）

### 3. 事業費の上限

17,208 千円（消費税込み） を上限とする。

### 4. 実施条件

本事業は、公益財団法人日本環境協会の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）を活用することから、同事業の交付規程等の定めるルールに従って実施すること。

## 5. 参加申込者の資格要件

- (1) 対象となる工事に関し、国の諸法令による必要とされている資格を有し、募集要項告知（9月5日）の日において、串間市指名競争入札参加資格者名簿（串間市指名競争入札参加者の資格及び指名基準等に関する規程第4条第1項に規定する名簿）の電気工事に登録されている者のうち、宮崎県内に事業所を有する者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続を開始後、裁判所の再生計画認可の決定を受けている場合は、申立てがなされていない者とみなす。

## 6. 協力者

「参加表明書」を提出する者は、本業務に関する総括責任者を除く専門分野について協力者を加えることができる。ただし、機器メーカーについては太陽光発電パネル機器の納品だけでなく、詳細設計・システム構築等を協力して実施する場合に協力者として扱うものとし、協力者の事業実績等もプロポーザルの評価対象とする。また、協力者は参加申込者にはなれないものとする。

## 7. 業務実施上の条件

- (1) 各業務の条件については、設計施工契約約款（一般社団法人日本建設業連合会）による。
- (2) 詳細設計業務に係る法令等関係機関への確認は、応募者が適宜行うこと。
- (3) 電気事業法、建築基準法、消防法等関係法令を遵守し、必要となる申請等関連業務を行うこと。
- (4) 総括責任者は、参加者の組織に属していること。

## 8. 選定方針

- (1) 提案の審査を厳正かつ公平に行うため、「串間温泉いこいの里新エネルギー導入事業者等選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。
- (2) プロポーザルの審査は選定委員会において、提案者を対象として提出された技術提案書の審査に加え、提案事業者による技術提案説明（プレゼンテーション）及びヒアリングを実施して評価を点数化して審査する。

市の定める評価点数を満たす者のうち、本設計・施工業務に適した最優秀者を選定する。

## 9. スケジュール（主なもの）

①募集告知日	令和元年9月 5日（木）
②現地説明会	令和元年9月18日（水）
③参加表明書提出	令和元年9月19日（木）
④質問書受付期間	令和元年9月12日～19日
⑤質問回答	令和元年9月20日以降
⑥技術提案書受付期間	令和元年9月20日～30日
⑦プレゼンテーション	令和元年10月上旬
⑧事業者決定	令和元年10月上旬以降（別途通知）

## 10. 事務局（書類提出及び問い合わせ先）

〒888-8555

宮崎県串間市大字西方5, 550番地

串間市役所商工観光スポーツランド推進課 西村・巢立

TEL：0987-72-1111（内線266）

FAX：0987-72-6727

Email: k-nishimura@city.kushima.lg.jp

## 11. プロポーザル実施時の留意事項

### （1）費用負担

書類作成に係る費用の一切は、応募者及び提案者の負担とする。

### （2）提案数

参加表明書及び技術提案書の提出は、1社につき1件のみとする。

### （3）提出方法

本プロポーザルに関する全ての書類提出は、事務局への持参及び郵送による提出とする。ただし、質問は電子メールにて提出すること。

### （4）提出書類等について

提出された書類等については、一切返却しないものとする。

### （5）失格条項

応募者及び提案者が次のいずれかに該当の場合は、失格とする。

ア 選定委員会委員に直接又は間接を問わずに接触を求めた場合

イ 契約の締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合

ウ 複数の提案をした場合、また提案後に新たな説明資料を追加した場合

- エ 提出書類に虚偽の記載をした場合
- オ 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は本事業の公正進行を妨げる者、若しくは妨げた者
- カ その他、本募集要項に定める手続、方法等を遵守しない場合

## Ⅱ プロポーザル

### 1. プロポーザル参加資格の確認

プロポーザルの参加を希望する者は、プロポーザル参加表明書を提出し、参加資格の確認を受けるものとする。（技術提案書提出の要件となります）。

#### (1) 提出書類等

- ア プロポーザル参加表明書（様式第1号）
- イ 商業登記簿謄本
- ウ 会社概要が確認できる書類
- エ その他市長が必要と認める書類

#### (2) プロポーザル参加表明書の提出

- ア 受付期間：令和元年9月 5日（木）～令和元年9月19日（木）  
各日とも平日の午前8時30分～午後5時15分まで
- イ 提出場所：串間市役所商工観光スポーツランド推進課
- ウ 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、「ア 受付期間」必着。）

#### (3) 参加資格の確認

参加資格の確認は事務局で行い、参加資格が無いとされた者に対しては、その旨と、その理由を提案資格確認結果通知書により通知する。

#### (4) 辞退届の提出

プロポーザル参加表明書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者はプロポーザル参加辞退届（様式第2号）を提出すること。なお、この場合においてその他の事業において不利益を受けることはないものとする。

### 2. 現地説明会

- (1) 開催日時：令和元年9月18日（水）午前10時00分～12時00分
- (2) 開催場所：宮崎県串間市大字本城987番地  
串間温泉いこいの里 健康学習室（現在閉館中）
- (3) 参加連絡：参加を希望する場合は、9月17日（火）までに串間市役所商工観光スポーツランド推進課に電話連絡を行うこと。

### 3. 質問等

本募集要項等に関する質問は、質問書（様式第3号）を電子メールにより9月19日（木）午後5時15分まで受け付ける。

その際、送信後に必ず電話連絡を行うこと。なお、軽微なものを除き質問に対する回答は一括して取りまとめのうえ、参加申込書を提出し、参加資格を有する事業者（以下「提案事業者」という。）に電子メールにて送信する。また、受付期間を経過した後の質問及び電話での質問には対応しない。

### 4. 技術提案書の提出

提案事業者は「別紙1 要求水準書」を確認し、「別紙2 技術提案書等の作成要領」に基づき提案書を作成・提出すること。

#### (1) 提出書類

ア 技術提案書等提出書（様式第4号）

イ 技術提案の内容（様式第5号）

ウ 見積書（任意様式）

・宛名は「串間市長 島田 俊光」とすること。

・各工事等一式計上ではなく積み上げ方式とすること（可能な限り詳細な内訳での作成に留意すること）。

エ 任意の付属書類

オ その他市長が必要と認める書類

#### (2) 技術提案書等の提出

ア 提出期限：令和元年9月30日（月）午後5時15分まで（必着）

イ 提出場所：串間市役所 商工観光スポーツランド推進課

ウ 提出部数：7部（※見積書は1部）

エ 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は「ア 提出期限」必着。）

#### (3) 技術提案書の取扱

ア 市は提案事業者に提案に関する追加資料を求めることができるものとする。

イ 技術提案書の作成及び提案に必要な書類の作成にかかる費用は、提案事業者の負担とする。

ウ 提出期限以降の差し替え及び再提出は認めない。

エ 記載した総括責任者、設計に関する管理技術者、建設業法第26条に基づく主任技術者又は監理技術者は原則変更できないものとする。ただし、病気、死亡又は退職等の特別な理由による変更で、かつ、変更後の者について市が同等以上の技術者である旨を了解した場合は可能とする。

オ 受領した技術提案書及び添付書類は返却しない。

### Ⅲ 技術提案書の審査

#### 1. 審査方法

選定委員会において、提出された技術提案書の審査に加え、提案事業者による技術提案説明（プレゼンテーション）及びヒアリングを実施して下記評価項目に基づいて審査し、最優秀事業者を選定する。

評価項目	評価内容
①提案金額	金額が合理的で経済性に優れているか
②事業実績・実施体制	事業者・協力者の国や地方公共団体・民間企業等への太陽光発電施設設備の整備実績について
	協力者等を含めた地域経済（地元活用）への影響
③工事概要・施工安全管理	配置人員等の実施体制の充実度
	システムの実現可能性や提案システム及びシステム要件の理解度
	工期の短縮など工程計画・施工計画について
	施工中や設置後の市民に対する安全対策について
④機器及びシステム	設置キロワット数・発電性能について
	パネルの架台について
	パネルの架台の防水対策について
	ピーク電力の抑制について
	発電量モニター等市民への周知について
⑤システムの保守管理	システム保証（施工及び製品・性能保証等）について
	障害時対応・保守体制について
	システム操作の教育研修について
	設置後の維持管理や維持管理コストの低減について
⑥独自提案等	提案事業者の実績等に基づく独自提案について
	市民への周知、環境教育に資する提案がなされているか

#### 2. 契約予定者の決定方法及び最終審査結果の通知

- (1) 技術提案書について、選定委員会において評価を行い点数化し、総合得点をもって最優秀となった事業者を特定し、提案事業者全員に技術提案評価結果通知書により評価結果を通知する。
- (2) 総合得点の最上位提案事業者が2者以上となった場合は、審査委員の評価において最高得点とした委員の多い提案者を選定する。
- (3) 最優秀事業者が辞退した場合等は、次順位者を契約予定者とする。
- (4) 技術提案書及び添付書類に虚偽の記載が判明した場合は、無効とする。

また、契約予定者が決定した後に虚偽の記載が判明した場合には、契約予定者の決定を取り消すとともに、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に該当する者として取り扱う場合がある。なお、審査内容や結果についての質問や異議申し立て等は一切受け付けないものとする。

## **IV 契約及び事業の実施**

### **1. 契約の手続**

市は、最優秀事業者と契約交渉を行う。契約予定者の技術提案等を適切に反映した業務仕様書を作成するために、内容協議を行い業務仕様書を決定する。

### **2. 設計**

受注者は、技術提案書に基づき実施設計を行うこととする。また、地方自治法第 234 条の 2 に基づく監督員との打ち合わせを十分に行い、設計図書については、市の承諾を得ることとする。

### **3. 施工及び施工管理**

受注者は、契約書及び市の承諾を得た設計書に基づき、市の指示に従い、施工及び施工管理を行うこと。また、本事業の実施に当たり、関係官公署・関係機関への必要な届出手続は、受注者の負担で行うこととする。

### **4. 契約の保証**

市と契約を締結する場合は、契約金額の 10 分の 1 以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当することをもって契約保証金の納付を免除することができるものとする。

- (1) 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結
- (2) 過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

### **5. その他**

#### **(1) 使用する言語等**

ア 本手続において、使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）によるものとする。

イ 参加表明書及び技術提案書等の作成に係る費用及び契約に至る手続のうち、提案事業者として実施する行為に関しては、提案事業者は自らの費用負担と責任により実施すること。

(2) 提出された参加表明書類及び技術提案書類の取扱い

ア 提出された書類の著作権は、提案事業者に帰属する。

イ 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則として提案事業者が負うものとする。

(3) その他

ア 契約締結後、速やかに市担当者と協議の上、業務実施計画書（スケジュール等）を作成し、市担当者の確認を受けること。

イ 本契約後、業務を進めるに当たり、市の申し出による変更など、契約者の提案内容から大幅な変更が生じた場合、市と協議することとする。

ウ 市の担当者との連絡を密に行い、意思の疎通及び情報の共有を図るとともに、疑義等が生じた場合は、その都度協議することとする。

## **V その他**

### **1. 性能保証等**

ア 市が技術提案書を適正と認めた場合、当該技術提案書にかかる事業目的物の性能、機能及び品質等については、受注者が保証するものとする。

イ 受注者は、特許権等の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うこと。

### **2. その他**

ア 市が配付する資料等は、本事業の参加に係る検討以外での目的で使用することを禁じる。

イ 本募集要項に定めのない事項については、市が別途定める手続きによるものとする。



## VI 技術提案に関する要件等

### 1. 施工場所

(1) 場所：串間市大字本城987番地 串間温泉いこいの里

(2) 太陽光発電設備の設置建物

太陽光発電設備は、本館屋根に設置する提案とすること。

建物名：串間温泉いこいの里

建築年	平成8年
建物構造	木造2階建て一部鉄筋コンクリート造
屋根	和瓦葺き
備考	

(3) 電力供給場所

串間温泉いこいの里全体で使用

### 2. 現場条件

(1) 屋外設置が必要な設備や配線等

原則として現況の建物・設備・樹木に影響を与えないよう設置するとともに、必要に応じて安全対策を講じること。

(2) 他の工事との調整

串間温泉いこいの里は現在休館中であるが、来年4月の再開に向け各種工事（バイオマボイラー設置、本館・機械室等改修工事）を行っていることから、施工にあたっては市や当該工事の請負者等との協議・調整を図ること。

### 3. 本事業に含まれる業務内容

(1) 太陽光発電設備の設計・工事監理（「別紙1 要求水準書」による要件を満たすもの）

(2) 太陽光発電設備（太陽電池モジュール・架台・パワーコンディショナ等一式）及びそれに付随する設備（受配電設備・配線）等の設置及び系統連系に必要な工事の実施

(3) 太陽光発電設備の設置に必要な屋上防水対策

(4) 九州電力株式会社へ申請する系統連系協議に必要な書類の届出手続

(5) 本事業の実施に当たり、関係官公署・関係機関への必要な届出手続

(6) 太陽光発電設備の運用に係るマニュアル作成や操作・保守点検等を行うための研修等の実施

(7) 工事管理者が求める工事管理中に発生する軽微な変更内容も含めた、工事完了後の実績報告で必要となる工事内容の分担（国・市）が明確に区分できる資料の提出